

さいたま市総合評価方式活用ガイドライン

令和5年4月

さいたま市

目 次

1 はじめに	1
2 総合評価方式の概要	
(1) 経緯	1
(2) 意義	1
(3) 総合評価方式の選択	2
3 標準的な実施手順	
(1) 総合評価方式の採点方法	3
(2) 採点方法の手順	3
(3) 総合評価方式の実施フロー	4
4 技術資料の提出	
(1) 提出方法	8
(2) 提出先	9
(3) 提出書類	9
(4) 書類作成の注意	10
(5) 資料提出後の不備等への対応	11
5 評価	
(1) 評価項目の設定	12
(2) 技術提案の改善	12
(3) 配点及び評価基準等（簡易型、技術提案型）	13
(4) 特定共同企業体（特定JV）の扱いについて	15
(5) 合併・名称変更等による企業実績の扱いについて	15
(6) 用語の定義	17
評価項目の対象及び評価点の配点表	19
(7) 特別簡易型における評価項目	20
(8) 簡易型における評価項目	24
(9) 技術提案型における評価項目	30
6 総合評価による落札者の決定	
(1) 評価値の算出と落札者の決定方法	36
(2) 技術評価点等の考え方	37

(3) 入札価格について	37
(4) 技術資料の評価	37
7 評価内容の担保	39
8 その他の留意事項	
(1) 中立かつ公正な審査・評価の確保	41
(2) 技術提案に関する機密の保持	41
(3) 情報公開	42

1 はじめに

本ガイドラインは、さいたま市での総合評価方式に関する基本的な事項を示すもので、本市が発注する水道局を除いた公共工事のうち、総合評価方式を採用するものに適用する。

2 総合評価方式の概要

(1) 経緯

公共工事の品質確保を目的とした「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）が平成17年4月1日に施行され、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価方式の活用が掲げられている。これを受け、本市においても公共工事の品質確保のため、総合評価方式を平成18年10月から導入し、技術的な工夫が十分可能な工事を対象として実施している。また、平成30年12月からは特別簡易型を導入し、担い手の確保・育成の観点より技術的な工夫の余地が小さい工事においても実施している。

(2) 意義

総合評価方式とは、価格だけで落札者を決定する従来の入札契約方式と違い、品質を高めるために、価格のみならず企業の技術的能力等の価格以外の要素も含めて総合的に評価する方法である。入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、「価格」と「企業の技術力等」を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とする入札方式である。

総合評価方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られる。これにより、工事目的物の性能の向上、長寿命化、維持修繕費の縮減、施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策、環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られ、現在及び将来の世代にわたる市民の利益につながる。また、企業が技術力競争を行うこ

とによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成される。さらに、若手技術者の雇用や配置、災害時協力活動の実績が増えることにより、現在及び将来にわたる企業の技術力の承継や災害時の地域維持における担い手確保や育成に繋がるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待されている。

(3) 総合評価方式の選択

総合評価方式は、工事の技術難易度や施工条件等を踏まえ、工事特性（規模、技術的な工夫の余地）に応じて、特別簡易型、簡易型又は技術提案型のいずれかの方式を選択する。

なお、緊急性を要する場合や、発注時期、履行条件等により競争性の低下が見込まれ不調のおそれがある工事には適用しないものとする。

① 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、工事成績等についての技術資料の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

② 簡易型

技術的な工夫の余地が比較的小さい工事において、発注者が指定した施工上の課題とともに、工程管理、品質管理、安全管理、施工上配慮すべき事項から工事の内容に応じ1項目を選択し、簡易な施工計画を求める。また、同種工事の経験、工事成績等についての技術資料の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

なお、簡易な施工計画を求める際には、その工事目的物を施工するにあたり、施工方法等について指定もしくは任意の意思を明確にする。

③ 技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、簡易型で求める技術資料の内容に加え、施工に伴う安全対策、交通・環境への影響、工期の短縮等の技術提案と施工計画を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

- ※ WTO政府調達協定の対象工事は、国内実績のない外国籍企業が不利となる評価項目は設定できないため、必要に応じ、別に定めて実施するものとする。

なお、発注規模を考慮し、評価項目の配点は得られる価値が必要以上に高価にならないよう設定するとともに、技術提案や施工計画に関して、数値化が困難な評価項目の評価基準は、1点か0点などの可否判定ではなく、内容が優れている場合は2点以上の加点とすることや0.5点などの中間点を設定するなど、提案内容の差を適切に評価できる幅のある加点基準を設定する。

3 標準的な実施手順

(1) 総合評価方式の採点方法

ア 自己採点方式（特別簡易型の場合に適用）

開札前に、入札参加者が総合評価の技術資料を自己採点し、開札後に、その採点結果と開札結果を総合的に評価した評価値の最も高い第一順位者のみに技術資料の提出を求め、落札候補者を決定する。その後、落札候補者の入札参加条件を確認し、落札者を決定する方法。

イ 発注者採点方式（簡易型及び技術提案型の場合に適用）

開札前に、入札参加条件が確認されたすべての入札参加者に技術資料を求め、開札後に、その評価と開札結果を踏まえ落札者を決定する方法。

(2) 採点方法の手順

ア 自己採点方式

- ① 入札参加者は、入札時に「自己採点申請書」を提出する。
- ② 発注者は、「入札価格」と、この自己採点申請書に記載された「自己採点」を総合的に評価した評価値が最も高い者を第一順位者として決定する。
- ③ 発注者は、第一順位者に「技術資料」の提出を求め、これを評価し、順位に変動が生じないときは、その者を落札候補者とし

て決定する。このとき、評価項目ごとの評価点は「自己採点申請書」に記載された値を上限とする。

- ④ ③により第一順位者の順位に変動が生じたとき、又は、落札候補者が入札参加条件を満たしていないときは、新たに評価値が1位となった者（失格者を除く。）を第一順位者とする。
- ⑤ ③、④を繰り返すことにより、入札参加資格を有し、評価値が1位の者を確定し、この者を落札者とする。

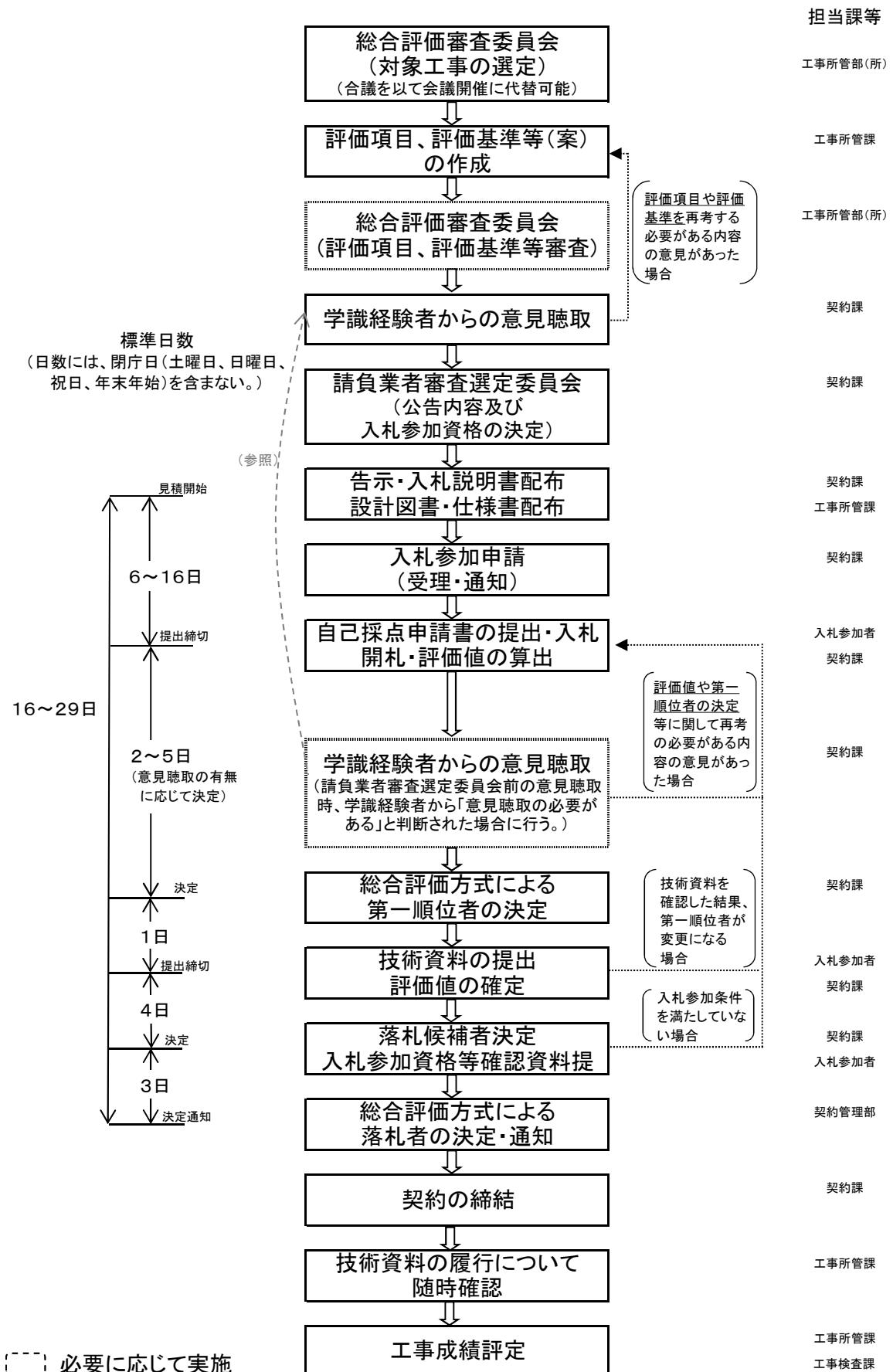
イ 発注者採点方式

- ① 発注者は、入札参加者が入札参加条件を満たしているか確認する。
- ② 入札参加者は、入札前の定められた期日までに、「技術資料」を提出する。
- ③ 発注者は「技術資料」を評価し、技術評価点を算出する。
- ④ 技術評価点と入札価格により評価値が確定し、評価値1位の者を落札者とする。

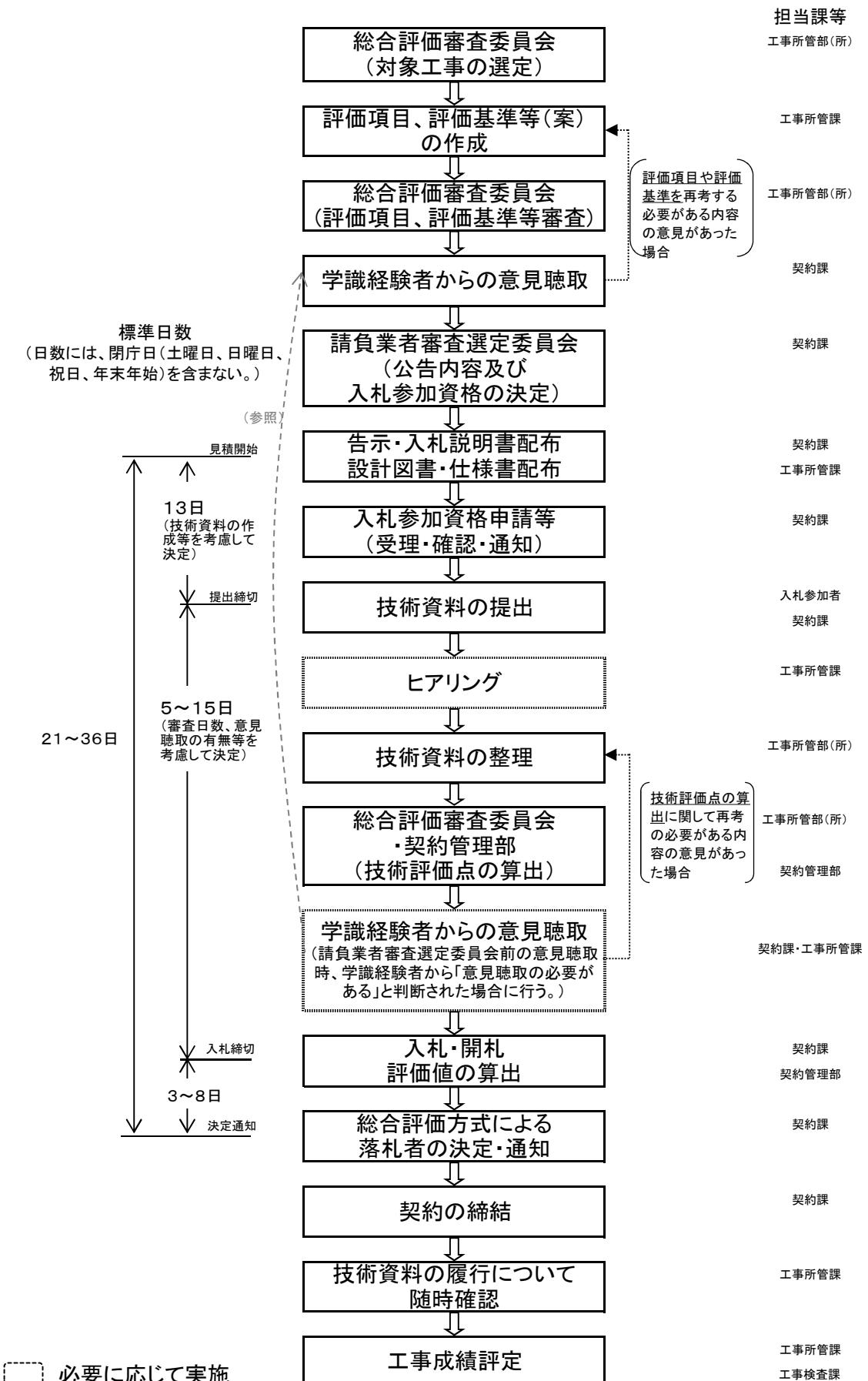
（3）総合評価方式の実施フロー

総合評価方式の実施フローを以下のように示す。

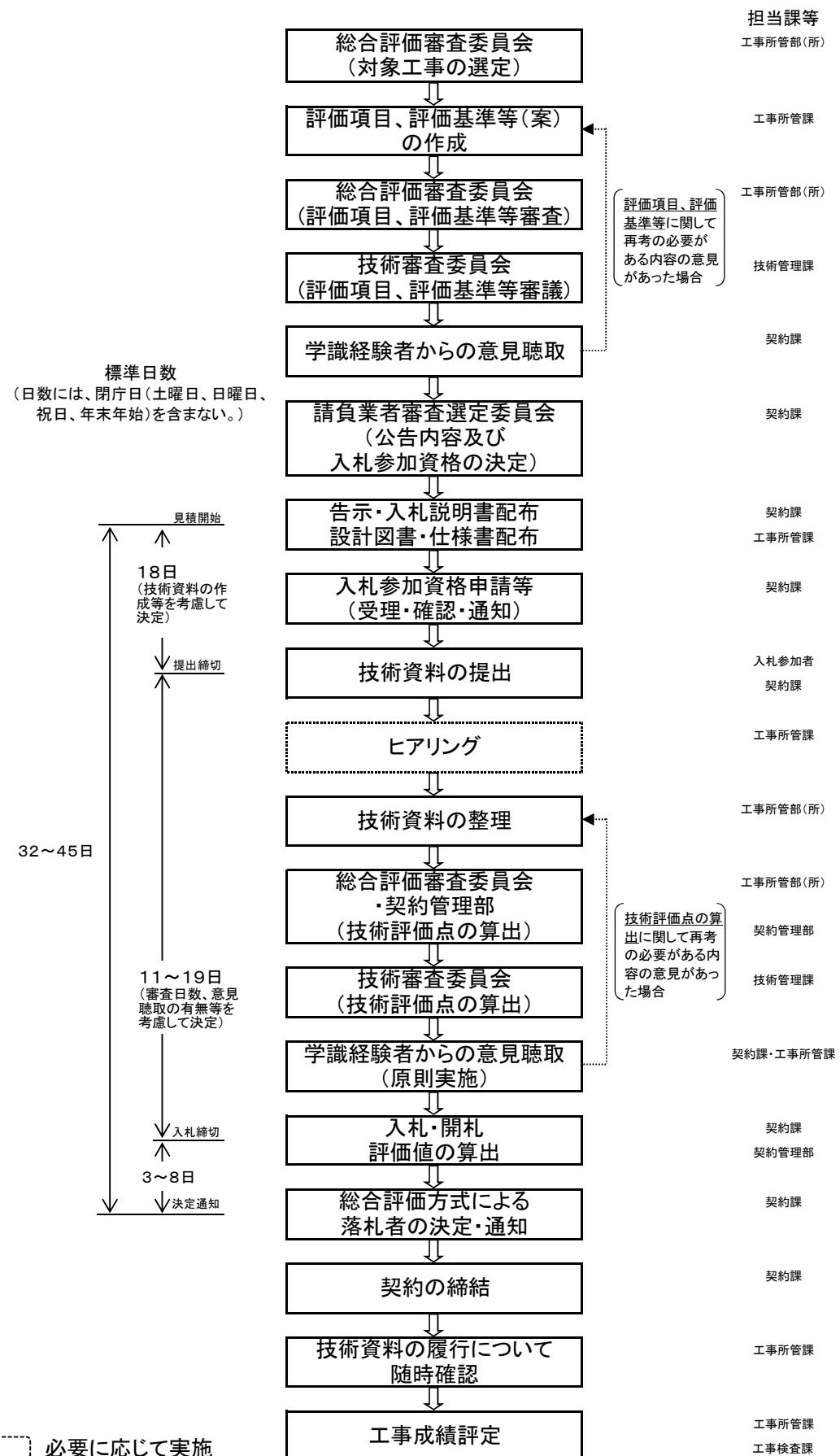
① 特別簡易型における標準的な手順（一般競争入札・資格事後審査の例）



② 簡易型における標準的な手順（一般競争入札・資格事前審査の例）



③ 技術提案型における標準的な手順（一般競争入札・資格事前審査の例）



4 技術資料の提出

(1) 提出方法

技術資料の提出方法は次のとおりとする。

① 特別簡易型（自己採点方式）の場合

● 入札時

自己採点申請書を埼玉県電子入札共同システムで提出

● 開札後（第一順位者のみ）

➤ 第一順位者に決定したとき

CD-R又はファイル転送サービス（p 18 を参照）で提出

➤ 提出した技術資料に不備があったとき

メール又はファイル転送サービスで提出

< 注意事項 >

- ・入札時に「入札書」、「入札金額見積内訳書」とともに「自己採点申請書（Excel ファイル）」が受付期間内に提出されない場合、入札は無効として取り扱う。
- ・CD-Rで提出する際は、契約課へ直接持参すること。
- ・提出した技術資料に不備があったときに、容量が大きいデータを送信する場合は、ファイル転送サービスを利用すること。
- ・メールの受信容量は1通あたり10MBまで。ただし、本市のセキュリティ対策により、受信に時間がかかる場合やメールが届かないことがあるため、締切時間までに確実に提出できるよう注意すること。
- ・メール（ファイル転送サービスを含む。）送信後は、技術資料等の受付期間内（最終日の15時まで）に、必ず提出先の契約課工事契約第2係に電話連絡をすること。

② 簡易型、技術提案型（発注者採点方式）の場合

➤ 入札参加資格確認後

CD-R又はファイル転送サービスで提出

➤ 提出した技術資料に不備があったとき

メール又はファイル転送サービスで提出

〈注意事項〉

- ・CD-Rで提出する際は、契約課へ直接持参すること。
- ・提出した技術資料に不備があったときに容量が大きいデータを送信する場合は、ファイル転送サービスを利用すること。
- ・メールの受信容量は1通あたり10MBまで。ただし、本市のセキュリティ対策により、受信に時間がかかる場合やメールが届かないことがあるため、締切時間までに確実に提出できるよう注意すること。
- ・メール（ファイル転送サービスを含む。）送信後は、技術資料等の受付期間内（最終日の15時まで）に、必ず提出先の契約課工事契約第2係に電話連絡をすること。

（2）提出先

さいたま市 財政局 契約管理部 契約課 工事契約第2係
メールアドレス keiyaku@city.saitama.lg.jp
連絡先 048-829-1898（直通）

（3）提出書類

- ① 全ての技術資料（特別簡易型の場合、自己採点申請書を含む。）を1つのPDFファイルに変換して提出すること。作成方法については、「さいたま市総合評価方式 入札に関する書類作成の手引き（入札参加者用）」（以下「入札に関する書類作成の手引き」と称する。）を参考すること。

(<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/003/p013455.html>)

- ② 「施工計画の適切性」、「技術提案」、「技術提案を実現するための施工計画」については、PDFファイルとは別に、Excelファイルを提出すること。（特別簡易型は対象外）

〈注意事項〉

- ・全ての案件について、全ての技術資料を提出すること（次ページの「定型的な評価項目」も含む。）。
- ・変更や新規に追加するものがある場合は、該当するもののみメールで提出すること。

定型的な評価項目

- 特定共同企業体での受注実績一覧表（様式－3）
- さいたま市優秀建設工事業者表彰（様式－4）
- I S O認証の取得（様式－5）
- 障害者の雇用状況（様式－8）
- 次世代育成支援（様式－9）
- 若手技術者の雇用状況（様式－10）
- 地域の安心・安全への貢献の実績（様式－12）
（実績は、過去5年間なので注意すること）
- ボランティア活動の実績（様式－13）

（4）書類作成の注意

① 自己採点申請書

- ・ 評価基準、配点に基づく自社の申告点を正確に記入すること。なお、未記入や、配点以外の申告点の記入があった場合には、その項目を「0点」として扱うこととする。また、「企業の信頼性について」は、未記入や配点以外の申告点の記入があった場合には、評価項目それぞれについて「－2点」として扱うこととする。
- ・ 自己採点申請書の記載内容に不備がある場合、入札が無効になる場合がある。

② 「施工計画の適切性」、「技術提案」、「技術提案を実現するための施工計画」について

- ・ 提案資料の記述文字のサイズは1.1ptとする。ただし、写真等添付書類の文字のフォント及びサイズは、この限りでない。
- ・ 簡易型における「施工計画の適切性」の提案資料は、必須評価項目と選択評価項目を合わせてA4版3枚以内（参考資料及び写真等添付書類を含む。）とする。
- ・ 技術提案型における「技術提案」の提案資料は、A4版1枚以内（工程表は除く。）とし、「技術提案を実現するための施工計画」の提案資料はA4版3枚以内、参考資料は別途A4版又はA3版で3枚以内とする。
- ・ 規定の枚数を超過した書類は評価対象外とする。
- ・ 提案内容の記述、写真等添付書類には入札参加者が特定できる情報（自社の名称、自社が請負った工事が容易に特定できるもの等）は表示しないよう処理を施すこと。処理の方法については、「入札に関する書類作成の手引き」を参照すること。

なお、入札参加者が特定できるおそれがあると発注者が判断したものは、該当部分を特定できないように加工することがある。

③ 証明書等の有効期限

証明書等は、技術資料の提出締切日に有効なものとする。

（5）資料提出後の不備等への対応

「施工計画の適切性」、「技術提案」、「技術提案を実現するための施工計画」以外の技術資料で様式の不備及び添付資料に漏れがあった場合は、技術資料の提出締切の翌日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に提出があった場合は有効とし、評価を行う。

5 評価

(1) 評価項目の設定

特別簡易型を適用する工事においては、企業が保有する技術能力や当該工事の施工に直接係わる配置予定技術者の能力など、施工に必要な技術力を評価することにより、適切かつ安全・確実に工事を遂行する能力を有しているかを確認するとともに、若手技術者の雇用や配置といった、現在及び将来にわたり、品質確保の担い手として中長期的な育成及び確保に繋がる項目を評価する。

簡易型を適用する工事においては、簡易な施工計画や企業が保有する施工技術の実績、当該工事の施工に直接係わる配置予定技術者の能力を評価することにより、適切かつ安全・確実に工事を遂行する能力を有しているかを確認するとともに、企業の信頼性や地域への貢献度等の適切な項目についても評価し、地域で安心・安全な工事を円滑に実施する能力を有しているか評価する。なお、簡易型の技術資料として求める技術提案は、必ずしも高度な技術を要するものではなく、施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫（簡易な施工計画）を「技術提案」として扱う。また、施工計画についてはその工事目的物を施工する方法等について、発注者が指定もしくは任意の意思を明確にし、設定するものとする。

技術提案型を適用する工事においては、簡易型に示した評価項目のほか、具体的な施工計画、工事目的物の性能、機能の向上や社会的要請への対応に関する施工上の特定の課題について技術提案を求め、提案の実現性や安全性等について評価を行う。

評価項目は、特別簡易型、簡易型及び技術提案型のそれぞれに示す必須評価項目のほか、選択評価項目から工事の内容等により適宜選択して設定する。

(2) 技術提案の改善

技術提案型において、発注者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術的能力の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合、発注者は、透明性の

確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表するものとする。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど、特定の者のみが有利となることのないようを行う。

(3) 配点及び評価基準等（簡易型、技術提案型）

配点については、工事の内容や地域特性等に応じて適宜設定する。このとき、その評価項目が持つ価値に十分留意し、得られる価値が必要以上に高価にならないよう設定する。

評価基準は原則、次の2つの方法とする。

① 数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方法。

この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に得点配分に応じた満点を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に0点を付与する。また、他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与する。

② 判定方式

数値化が困難な評価項目の性能（施工計画の適切性）等に点数を付与する方法。

この場合、工事の内容により様々な工夫を考えられることから、発注者の求めた品質確保等に対して、工事ごとに入札参加者の提案を整理し、工夫の内容に優劣を付け、点数を付与する。

優劣の付け方として、工夫の項目数により評価する場合は、「一位満点方式」を採用する。その際の得点は、小数点以下は1位までとし、2位を切り捨てとする（例示A・B・C工事）。なお、入札参加者の中で優位となっても、発注者が想定した満点に満たない場合は、配点より小さい点を満点とする（例示D工事）。

基本的な加点は1項目1点とするが、工夫の内容が優れている場合は、2点以上の加点（例示C工事）も可とする。

また、提案の余地が大きい技術提案型では、0.5点などの中間点による加点も可とする。

※ 「評価の着目点」と「判定方式による評価の例示」を、次ページに示す。

評価の着目点

- 入札参加者の提案が概ね同様であり、一般的になっている事項と客観的に判断できる場合は加点評価しない。
- 共通仕様書・関係法令等を遵守した施工など、標準案と同程度の提案は加点評価しない。
- 工夫の内容が具体的に記載され、効果が期待されるもののみ加点評価の対象とする。
- 工夫の数だけを求めるものではないので、注意すること。
- 個別の工事として現場条件等十分反映されているかを適切に評価する。
- 施工計画の記載にあたっては、「必要に応じて～。」、「状況に応じて～。」などの曖昧な表現については、加点評価しない。

判定方式による評価の例示（配点 5 点の場合）

A工事

参加者	工夫の数	評価点
a	7	5.0
b	3	2.1
c	4	2.8
d	5	3.5

評価点が最大
見なし計算あり

B工事

参加者	工夫の数	評価点
a	7	4.3
b	3	1.8
c	4	2.5
d	5	3.1
e	8	5.0
f	2	1.2
g	1	0.6

C工事

参加者	工夫の数	優れた提案があった場合の見なし計算	評価点
a	7	7	4.3
b	3	4	2.5
c	4	4	2.5
d	5	5	3.1
e	8	8	5.0
f	2	2	1.2
g	1	2	1.2

A工事、B工事は、参加者の提案は同様であるが、工夫の数の違いにより、評価点が異なっている場合。

A工事：工夫の数が最も多い「7」の参加者aが満点の5点となるため、工夫1つあたりの得点は5/7点となる。

(参加者b : $3 \times 5/7 = 2.1$ 、参加者c : $4 \times 5/7 = 2.8$ 、参加者d : $5 \times 5/7 = 3.5$)

B工事：工夫の数が最も多い「8」の参加者eが満点の5点となるため、工夫1つあたりの得点は5/8点となる。

(参加者a : $7 \times 5/8 = 4.3$ 、参加者b : $3 \times 5/8 = 1.8$ 、参加者c : $4 \times 5/8 = 2.5$ 、
参加者d : $5 \times 5/8 = 3.1$ 、参加者f : $2 \times 5/8 = 1.2$ 、参加者g : $1 \times 5/8 = 0.6$)

C工事は、2者(参加者b,g)に優れた提案が含まれていた場合。見なし計算後に、A工事、B工事の例と同様に一位満点方式を適用し評価点を算出する。

D工事

参加者	工夫の数	評価点
a	3	3.0
b	2	2.0
c	1	1.0

D工事は、提案された工夫の数が少なく、発注者の想定した満点を満たしていないため、配点は5点満点であるが、参加者aの3点を満点として評価した場合。

(4) 特定共同企業体（特定JV）の扱いについて

① 過去に特定JVで施工した場合の扱い

- ・ 企業の技術能力、配置予定技術者等の技術能力及び手持ち工事量について

過去に特定JVを構成して施工した工事の、施工実績や工事成績評定を、評価対象に含めるものとする。ただし、このガイドラインにて構成員を評価に含めるものは、「出資比率が20%以上のもの」に限る。

- ・ 企業倫理や信頼性等について

総合評価方式により契約をして施工した工事で、技術提案が履行されなかつた場合や、65点未満の工事を施工した場合等は、全ての構成員に対して減点をする。

② 入札参加条件を特定JVとして発注した場合の扱い

- ・ 企業の施工実績、若手技術者の配置及び手持ち工事量について

いずれかの構成員が該当する場合でも可とする。ただし、手持ち工事量は当該工事の特定JVの構成員と同じ構成員が2者以上重複して含まれている場合については1件とする。

- ・ 企業の工事成績評定について

全ての構成員の対象工事の平均点とする。（特定JVで施工した工事成績評定は構成員毎に1案件として算定する。）

- ・ ISO認証の取得及び企業の社会性や地域で安心・安全な工事を実施する能力（手持ち工事量を除く。）について

各評価項目について全ての構成員がその評価基準を満たした場合に評価する。

- ・ 企業倫理や信頼性等について

いずれかの構成員が該当する場合は、減点をする。

(5) 合併・名称変更等による企業実績の扱いについて

合併・名称変更等前の企業実績については各評価項目の対象とする。

特定JVの評価等の運用一覧

評価項目		特定JVで施工した実績 ※1			特定JVに発注する場合の評価対象	
		評価対象に含めるもの	代表構成員	全ての構成員が該当するもの	いずれかの構成員が該当するもの	
企業の技術能力	施工実績	○			○	
	工事成績評定（業種別）	○		○ (全ての構成員の対象工事の平均点)		
	さいたま市優秀建設工事業者表彰（業種別）	○※2		○※3		
	ISO認証の取得			○※4		
配置予定技術者等の技術能力	保有資格		○			
	施工経験	○	○			
	工事成績評定（業種別）	○	○			
	継続教育（CPD）の取組み状況		○			
	工事成績評定（直近）（業種別）	○	○			
	専門性を要する資格				○	
	若手技術者の配置					○※4
企業の社会性や地域で実施する安心・安全な能力	労働福祉の状況			○※4		
	次世代育成支援			○		
	若手技術者の雇用状況			○		
	週休2日確保状況			○※4		
	地理的条件			○		
	地域の安心・安全への貢献の実績			○※4		
	建設機械の保有状況			○		
	ボランティア活動の実績			○		
	手持ち工事量（業種別）	○				○※5
企業倫理や信頼性等		○				○

※1 特定JVで施工した実績は、出資比率20%以上のものに限り、代表構成員であるかは問わない。

※2 特定JVによる受賞実績は、得点を出資比率により配分する。（例：出資比率40%で受賞実績がある場合 2.0点×0.4=0.8点）

※3 構成員の受賞状況による得点がそれぞれ違う場合は、得点の高いものを優先して評価する。

配点例)

入札参加者	過去2年度間の優秀建設工事業者表彰の受賞状況		配点
A者・B者 特定JV	A者	B者	2.0点
	単独受賞	単独受賞	
C者・D者 特定JV	C者	D者	2.0点
	単独受賞 特定JV受賞（出資比率60%）	特定JV受賞（出資比率40%）	
E者・F者 特定JV	E者	F者	1.2点
	特定JV受賞（出資比率40%）	特定JV受賞（出資比率60%）	
G者・H者 特定JV	G者	H者	0.0点
	特定JV受賞（出資比率40%）	受賞無し	

※4 構成員の得点がそれぞれ違う場合は、得点の低いものを優先して評価する。

※5 当該工事の特定JVの構成員と同じ構成員が2者以上重複して含まれている場合は、1件とする。

(6) 用語の定義

公共工事

公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）第2条で定義するもの。
国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。

本市発注工事（施工実績及び施工経験の評価項目に対応）

さいたま市発注工事
さいたま市の組合土地区画整理事業で施工された工事
さいたま市の設置した公共施設の改修工事等で、当該発注工事の特記仕様書
と同基準で施工された工事

さいたま市発注工事（工事成績評定及び直近の評価項目に対応）

さいたま市市長部局又は水道局が発注した工事

さいたま市発注の総合評価方式を適用する工事（手持ち工事量の評価項目に対応）

さいたま市市長部局又は水道局が発注した総合評価方式を適用する工事

過去10年間（5年間）

公告日から起算して過去10年間（5年間）のこと。

過去2年度間

公告日の属する年度の前年度及び前々年度のこと。

同種工事

入札説明書により、工事ごとに指定する。

配置予定技術者

建設業法第26条の主任技術者又は監理技術者のこと。

直近2工事

公告日から起算して過去5年間に、元請けの主任（監理）技術者、現場代理人として工事完成時点に従事していた工事の中から、最新2工事までを対象とする。

業種別

建設業法に定められた、建設業許可の区分（29業種）

土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体 の各工事業

特定JV

特定共同企業体をいう。

法定雇用率

民間企業及び国・地方公共団体等は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」によりそれぞれ次に掲げる割合（障害者雇用率）以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととされている。

民間企業の法定雇用率：2.3%

公告

さいたま市が発注する建設工事の総合評価方式一般競争入札の公告

ファイル転送サービス

電子データの受け渡しを行うサービス。さいたま市からメールにより通知されるURLにアクセスし、技術資料等データのアップロードを行う。

※ 総合評価方式指名競争入札による準用

指名競争入札により総合評価方式の建設工事を発注する場合は、「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、「公告」とあるのは「指名通知」と読み替えるものとする。

評価項目の対象及び評価点の配点表

工事名：○○○○○○○工事

工事場所：さいたま市○○区○○○地内

特別 簡易型	簡易型	技術 提案型	項 目	評 価 項 目	特別簡易型 の配点	特別 簡易型	簡易型、 技術提案型 の配点	簡易型	技術提案型		
-	①	-	施工計画の適切性 (簡易型)	発注者が指定した 施工上の課題への的確性		5.0	◎	◎ (1項目 選択)			
				工程管理の適切性		3.0					
				品質管理の適切性		3.0					
				安全管理の適切性		3.0					
				施工上配慮すべき事項の適切性		5.0					
①	②	①	企業の技術能力	施工実績		2.0	◎	◎	◎		
				工事成績評定(業種別※1)		2.0	◎	◎	◎		
				さいたま市優秀建設工事業者表彰 (業種別※1)		1.0	◎	◎	◎		
				I S C 認証の取得		1.0	◎	◎	◎		
②	③	②	配置予定技術者の 技術能力	保有資格	1.0	◎	1.0	◎	◎		
				施工経験		2.0	◎	◎	◎		
				工事成績評定(業種別※1)		2.0	◎	◎	◎		
				継続教育(CPD)の取組み状況	2.0	◎	2.0	◎	◎		
				若手技術者の配置	2.0	◎	選択	選択	選択		
				工事成績評定(直近)(業種別※1)		2.0					
				専門性を要する資格		2.0					
				専門技術力		2.0					
				当該工事の理解度・取り組み姿勢		2.0					
				対応能力		2.0					
③	④	③	企業の社会性や地域 で安心・安全な工事を 実施する能力	労働福祉の状況		2.0	◎	◎	◎		
				次世代育成支援		2.0	◎	◎			
				若手技術者の雇用状況	2.0	◎	1.0	選択	選択		
				週休2日確保・建設機械保有・ CCUS登録状況	2.0	◎	選択	選択	選択		
				地理的条件		2.0					
				地域の安心・安全への貢献の実績		2.0	◎				
				ボランティア活動の実績		2.0	◎				
				手持ち工事量(業種別※1)		2.0	◎				
④	⑤	④	企業倫理や信頼性等	企業の信頼性 (複数該当時はその配点を累加)	-6.0	◎	-6.0	◎	◎		
⑤	⑥	⑦	その他	市内下請け	1.0	◎	1.0	選択	選択		
				材料調達(材料等示す)	1.0	選択	1.0	選択	選択		
-	-	⑤	技術提案 (技術提案型)			6.0	◎	◎	◎		
			技術提案を実現するための施工計画 (技術提案型)			12.0					
配点合計				(必須項目)	(22.0)	(必須項目)	(27.0)	(37.0)			
加算点上限					20.0		30.0	40.0			

※1 告示に記載の参加資格における名簿登載業種と同じ業種とする。

◎は必須評価項目

(7) 特別簡易型における評価項目

① 企業の技術能力

必須評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
工事成績評定 (業種別) (※1)	過去2年度間のさいたま市発注工事の工事成績評定の平均点が78点以上	2.0	/ 2.0
	77点以上、78点未満	1.6	
	76点以上、77点未満	1.2	
	75点以上、76点未満	0.8	
	74点以上、75点未満	0.4	
	74点未満	0.0	
さいたま市優秀建設工事業者表彰 (業種別) (※2)	過去2年度間にさいたま市優秀建設工事業者表彰を受けた。	1.0	/ 1.0
	受けていない。	0.0	
ISO認証の取得 (※3)	ISO9001かつISO14001（又はエコアクション21）を取得している。	1.0	/ 1.0
	ISO9001、ISO14001、エコアクション21のいずれかを取得している。	0.5	
	取得していない。	0.0	

※1 (1) 企業の「工事成績評定」は、元請として施工した工事を評価の対象とする。

(2) 過去に特定JVを構成して施工した工事の「工事成績評定」も、評価の対象とする。

(3) 特定JVとしての参加の場合、「工事成績評定」は全ての構成員の対象工事の平均点で評価する。

※2 (1) 特定JVによる受賞者は、得点（1点）を出資比率により配分する。

また、単体企業での受賞がある場合は、単体企業での受賞を優先し、複数の特定JVでの受賞がある場合は、得点の高いものを優先する。

(2) さいたま市優秀建設工事業者表彰は、業者部門における受賞を評価の対象とする。
(技術者部門における受賞は評価の対象とはしない。)

※3 特定JVとしての参加の場合、全ての構成員がその評価基準を満たした場合に評価する。

② 配置予定技術者の技術能力等

必須評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
保有資格 (※1)	配置予定技術者は、1級国家資格、1級建築士、技術士のいずれかを保有している。 上記の資格を保有していない。	1.0 0.0	/ 1.0
工事成績評定 (業種別) (※2)	配置予定技術者の、過去2年度間のさいたま市発注工事の工事成績評定の平均点が78点以上	2.0	
	77点以上、78点未満	1.6	
	76点以上、77点未満	1.2	
	75点以上、76点未満	0.8	
	74点以上、75点未満	0.4	
	74点未満	0.0	
継続教育(CPD) の取組み状況 (※3)	配置予定技術者は、指定する団体の推奨単位以上の取得がある。	2.0	
	指定する団体の推奨単位の3/4以上の取得がある。	1.5	
	指定する団体の推奨単位の1/2以上の取得がある。	1.0	
	指定する団体の推奨単位の1/4以上の取得がある。	0.5	
	指定する団体での取組みがない。又は、指定する団体での取組みはあるが、推奨単位の1/4未満である。	0.0	
若手技術者の配置 (※4)	35歳未満の若手技術者を、当該工事の配置予定技術者又は現場代理人に配置する。	2.0	
	40歳未満の若手技術者を、当該工事の配置予定技術者又は現場代理人に配置する。	1.0	
	上記のいずれにも該当しない。	0.0	

◎ 特定JVで参加する場合の評価は、「若手技術者の配置」においてはいずれかの構成員がその評価基準を満たした場合に加点評価する。ただし、それ以外の評価項目は代表構成員のみを対象とする。

※1 「保有資格」は、当該工事に関連する資格に限る。

また、1級国家資格者（建設業法による1級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。

※2 （1）配置予定技術者の「工事成績評定」は、元請の主任（監理）技術者、現場代理人として工事完成時点に従事していた工事を評価の対象とする。

（2）過去に特定JVを構成して施工した工事の「工事成績評定」も、評価の対象とする。

※3 指定する団体での取組みがある場合は、取得単位（時間）のわかる証明書を添付すること。

※4 配置する若手技術者とは、入札公告日時点において3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用をされている技術者とする。

③ 企業の社会性や地域で安心・安全な工事を実施する能力

必須評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
次世代育成支援	次世代育成支援対策推進法第12条第1項若しくは第4項に基づく一般事業主行動計画の届出がある。又は、同法第15条の2の規定による認定を受けている。	2.0	/ 2.0
	法第12条第1項若しくは第4項の届出がない。かつ、法第15条の2の規定による認定を受けていない。	0.0	
若手技術者の雇用状況（※1）	公告日時点で、1級国家資格、1級建築士、技術士のいずれかの資格を保有している、40歳未満の若手技術者を、3ヶ月以上雇用している。	2.0	/ 2.0
	上記の技術者を雇用していない。	0.0	
週休2日確保・建設機械保有・CCUS登録状況	①過去1年間に「4週8休相当」以上を確保（※2）している。 ②公告日時点で、自社所有又は長期リースにより建設機械を保有（※3）している。 ③公告日時点で、建設キャリアアップシステムに登録（※4）している。	2.0 1.0 0.0	/ 2.0
	①、②、③のすべてを満たしている。 ①、②、③のうち、1つまたは2つを満たしている。 1つも満たしていない。	2.0 1.0 0.0	
	過去5年間に次の①、②のいずれかの実績がある。 ①さいたま市との間に締結した災害時協力活動に関する協定に基づく本市からの要請、指示等による活動。 ②さいたま市との間に締結した災害時協力活動に関する契約に基づく本市からの要請、指示等による活動。	2.0	
地域の安心・安全への貢献の実績（※5）	次の①、②のいずれかを満たしている。 ①さいたま市との間に、災害時協力活動に関する協定又は災害時協力活動に関する契約を締結している。 ②過去5年間に、さいたま市内で自主的に行つた、公共性のある災害時協力活動の実績がある。	1.0	/ 2.0
	実績等がない。	0.0	
手持ち工事量（業種別）（※6）	当該年度におけるさいたま市発注の総合評価方式を適用する工事の受注件数が無い	2.0	/ 2.0
	受注件数が1件	1.0	
	受注件数が2件以上	0.0	

- ◎ 特定JVとしての参加の場合、「手持ち工事量（業種別）」においては、いずれかの構成員が該当する場合を対象とするが、それ以外の評価項目では、全ての構成員がその評価基準を満たした場合に加点評価する。

※1 当該工事に関する資格に限る。また、1級国家資格者（建設業法による1級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。

※2 『過去1年間に「4週8休相当」以上を確保している』とは、『さいたま市週休2日ステップアップ試行工事』又は『さいたま市週休2日確保モデル工事』を実施し、当該工事において提出された「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事実施証明書」に示す休日取得状況が「4週8休相当」であり、完成検査日が公告日時点で過去1年以内であることを指す。

※3 建設機械の保有状況における評価は、公告日時点で有効な「経営規模等評価結果通知書」に記載されている「建設機械の保有状況」の有無を評価する。

※4 建設キャリアアップシステム（CCUS）事業者情報新規登録完了時（または事業者ID確認問い合わせ時）に送付される、事業者IDの確認できる資料の有無を評価する。

※5 (1) 主に、土木工事（水道工事を含む。）を対象とする。

(2) 「災害時協力活動」とは、地震、風水害、雪害等の災害時における応急復旧等の活動をいう。「協定」又は「契約」は団体で締結しているものであっても、その団体に加盟し、災害時協力活動に協力することとなっている場合は評価の対象とする。

(3) 「さいたま市との間に」とは、さいたま市長部局、水道局又はその両方との間にということを指す。

※6 当該年度に公告した総合評価方式の適用工事（全ての型式を対象）の受注件数を評価する。特定JVとして参加した場合についても1件として扱うこととする。

④ 企業倫理や信頼性等

必須評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
企業の信頼性 (複数該当するときは その配点を累加)	公告日から起算して過去2年間にさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱による入札参加停止措置やさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱により指名から除外措置をうけた。	-2.0	/-6.0
	過去2年度間にさいたま市発注工事の総合評価方式で技術資料及び技術提案の内容に基づき履行できなかった。	-2.0	
	過去2年度間にさいたま市発注工事の工事成績評定で65点未満の工事を施工した。	-2.0	

- ◎ 特定JVとしての参加の場合、過去に構成員が特定JVを構成して施工した工事が、減点の対象となっている場合は、その構成員を含む特定JVに対して、減点をする。

⑤ その他

必須評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
市内下請け (※1)	1次下請けを、市内に本店を有する企業から選定する。	1.0	/ 1.0
	選定しない。	0.0	

選択評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
材料調達 (※2)	工事材料、製品等（材料や製品を示す。）を市内業者から購入する。	1.0	/ 1.0
	購入しない。	0.0	

※1 (1) 入札参加者が市内企業で、下請負人を使用しない場合は「1次下請けを、市内に本店を有する企業から選定する」とみなす。

(2) 1次下請け企業が複数ある場合、そのうち1者でも市内に本店を有する企業があれば評価基準を満たす。

※2 市内業者とは、市内に本社、営業所（代理店を含む。）、工場を有する企業とする。

(8) 簡易型における評価項目

① 施工計画の適切性

工事目的物を施工するにあたり、施工方法等について、発注者が、指定もしくは任意の意思を明確に設定するものとし、入札説明書に明記する。配点はp14「判定方法による評価の例示」の考え方を基に決定する。

必須評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
発注者が指定した施工上の課題への的確性	発注者が指定した工事目的物の性能、機能に関する事項、社会的要請に関する事項等への対応が適切であり、重要な項目が記載され工夫がみられる。	0.0～5.0	/ 5.0
	適切ではあるが、特に工夫がみられない。	0.0	
	不適切である。		欠格

選択評価項目 ※1 項目選択

評価項目	評価基準	配点	得点
工程管理の適切性	工事工程が適切であるとともに、主要な工種の施工手順が適切であり、工夫がみられる。	0.0～3.0	/ 3.0
	適切ではあるが、特に工夫がみられない。	0.0	
	不適切である。		欠格
品質管理の適切性	良質な材料の調達、現場条件に応じた施工方法、施工管理など品質確保のための工夫がみられる。	0.0～3.0	/ 3.0
	適切ではあるが、特に工夫がみられない。	0.0	
	不適切である。		欠格
安全管理の適切性	現場条件に応じた安全管理がなされ、安全管理を高めるための工夫がみられる。	0.0～3.0	/ 3.0
	適切ではあるが、特に工夫がみられない。	0.0	
	不適切である。		欠格
施工上配慮すべき事項の適切性	配慮すべき事項が現場条件に応じた内容であるとともに、重要な項目が記載され工夫がみられる。	0.0～5.0	/ 5.0
	適切ではあるが、特に工夫がみられない。	0.0	
	不適切である。		欠格

② 企業の技術能力

必須評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
施工実績 (※1, 2)	過去10年間に本市発注工事で同種の施工実績がある。	2.0	/ 2.0
	過去10年間に公共工事で同種の施工実績がある。	1.0	
	過去10年間に公共工事で同種の施工実績がない。	0.0	
工事成績評定 (業種別) (※2)	過去2年度間のさいたま市発注工事の工事成績評定の平均点が78点以上	2.0	/ 2.0
	77点以上、78点未満	1.5	
	76点以上、77点未満	1.0	
	75点以上、76点未満	0.5	
	75点未満	0.0	
さいたま市優秀建設工事業者表彰 (業種別) (※3)	過去2年度間にさいたま市優秀建設工事業者表彰を受けた。	2.0	/ 2.0
	受けていない。	0.0	
ISO認証の取得 (※4)	ISO9001かつISO14001(又はエコアクション21)を取得している。	2.0	/ 2.0
	ISO9001、ISO14001、エコアクション21のいずれかを取得している。	1.0	
	取得していない。	0.0	

※1 企業の「施工実績」は、工事成績評定65点未満の本市発注工事を評価の対象外とする。

※2 (1) 企業の「施工実績」及び「工事成績評定」は、元請として施工した工事を評価の対象とする。

(2) 過去に特定JVを構成して施工した工事の「施工実績」及び「工事成績評定」も、評価の対象とする。

(3) 特定JVとしての参加の場合、「施工実績」はいずれかの構成員が該当する場合に評価し、「工事成績評定」は全ての構成員の対象工事の平均点で評価する。

※3 (1) 特定JVによる受賞者は、得点(2点)を出資比率により配分する。

また、単体企業での受賞がある場合は、単体企業での受賞を優先し、複数の特定JVでの受賞がある場合は、得点の高いものを優先する。

(2) さいたま市優秀建設工事業者表彰は、業者部門における受賞を評価の対象とする。
(技術者部門における受賞は評価の対象とはしない。)

※4 特定JVとしての参加の場合、全ての構成員がその評価基準を満たした場合に評価する。

③ 配置予定技術者の技術能力

必須評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
保有資格 (※1)	1級国家資格、1級建築士、技術士のいずれかを保有している。	1.0	/ 1.0
	上記の資格を保有していない。	0.0	
施工経験 (※2, 3)	過去10年間に本市発注工事で同種の施工経験がある。	2.0	/ 2.0
	過去10年間に公共工事で同種の施工経験がある。	1.0	
	過去10年間に公共工事で同種の施工経験がない。	0.0	
工事成績評定 (業種別) (※3)	過去2年度間のさいたま市発注工事の工事成績評定の平均点が78点以上	2.0	/ 2.0
	77点以上、78点未満	1.5	
	76点以上、77点未満	1.0	
	75点以上、76点未満	0.5	
	75点未満	0.0	
継続教育(CPD) の取組み状況 (※4)	指定する団体の推奨単位以上の取得がある。	2.0	/ 2.0
	指定する団体の推奨単位の1/2以上の取得がある。	1.0	
	指定する団体での取組みがない。又は、指定する団体での取組みはあるが、推奨単位の1/2未満である。	0.0	

◎ 特定JVで参加する場合の評価は、代表構成員のみを対象とする。

※1 「保有資格」は、当該工事に関連する資格に限る。

また、1級国家資格者（建設業法による1級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。

※2 配置予定技術者の「施工経験」は、工事成績評定65点未満の本市発注工事を評価の対象外とする。

※3 (1) 配置予定技術者の「施工経験」及び「工事成績評定」は、元請の主任（監理）技術者、現場代理人として工事完成時点に従事していた工事を評価の対象とする。
なお、「施工経験」に関する従事状況は、原則CORINSで確認できるものを評価の対象とする。

(2) 過去に特定JVを構成して施工した工事の「施工経験」及び「工事成績評定」も、評価の対象とする。

※4 指定する団体での取組みがある場合は、取得単位（時間）のわかる証明書を添付すること。

選択評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
工事成績評定（直近） (業種別) (※1)	公告日から起算して過去5年間におけるさいたま市発注工事で、直近2工事の工事成績評定のうち、78点以上の工事がある。	2.0	/ 2.0
	上記の工事がない。	0.0	
専門性を要する資格 (※2)	当該工事に有効な資格を有している。	2.0	/ 2.0
	上記の資格を保有していない。	0.0	
専門技術力 (ヒアリングにより判断する)	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる。	2.0	/ 2.0
	実績として挙げた工事の担当分野において、適切な工事管理を行なったことが確認できる。	1.0	
	その他	0.0	
当該工事の理解度・取り組み姿勢 (ヒアリングにより判断する)	当該工事について適切に理解した上で、質問や提案等積極的な取り組み姿勢がみられる。	2.0	/ 2.0
	当該工事について適切に理解している。	1.0	
	その他	0.0	
対応能力 (ヒアリングにより判断する)	近隣住民や第三者に対して工事説明や苦情処理などの対応が適切にできる。	2.0	/ 2.0
	その他	0.0	

※1 (1) 配置予定技術者の「工事成績評定」は、元請の主任（監理）技術者、現場代理人として工事完成時点に従事していた工事を評価の対象とする。

(2) 過去に特定JVを構成して施工した工事の「工事成績評定」も、評価の対象とする。また、特定JVで参加する場合の評価は、代表構成員のみを対象とする。

※2 (1) 当該工事の特性に応じ、コンクリート主任技士、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士等を設定する。

(2) 特定JVで参加する場合の評価は、いずれかの構成員が該当する場合に評価する。

④ 企業の社会性や地域で安心・安全な工事を実施する能力

必須評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
労働福祉の状況	障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率2.3%に1%を加えた率で障害者を雇用している。又は、法定雇用義務はないが障害者を雇用している。	2.0	/ 2.0
	障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率2.3%を満たす障害者を雇用している。	1.0	
	法定雇用率を満たしていない。又は、雇用していない。	0.0	
次世代育成支援	次世代育成支援対策推進法第12条第1項若しくは第4項に基づく一般事業主行動計画の届出がある。又は、同法第15条の2の規定による認定を受けている。	2.0	/ 2.0
	法第12条第1項若しくは第4項の届出がない。かつ、法第15条の2の規定による認定を受けていない。	0.0	

◎ 特定JVとしての参加の場合、全ての構成員がその評価基準を満たした場合に加点評価する。

選択評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
若手技術者の雇用状況 (※1)	公告日時点で、1級国家資格、1級建築士、技術士のいずれかの資格を保有している、40歳未満の若手技術者を、3ヶ月以上雇用している。	1.0	/ 1.0
	上記の技術者を雇用していない。	0.0	
地理的条件 (※2)	本店の所在地が市内である。	2.0	/ 2.0
	本店の所在地が市外でない。	0.0	
地域の安心・安全への貢献の実績 (※3)	過去5年間に次の①、②のいずれかの実績がある。 ①さいたま市との間に締結した災害時協力活動に関する協定に基づく本市からの要請、指示等による活動。 ②さいたま市との間に締結した災害時協力活動に関する契約に基づく本市からの要請、指示等による活動。	2.0	/ 2.0
	次の①、②のいずれかを満たしている。 ①さいたま市との間に、災害時協力活動に関する協定又は災害時協力活動に関する契約を締結している。 ②過去5年間に、さいたま市内で自主的に行つた、公共性のある災害時協力活動の実績がある。	1.0	
	実績等がない。	0.0	
	過去2年度間にさいたま市が関連する公共施設管理に関するボランティア活動を行つた実績がある。	2.0	
	実績がない。	0.0	
ボランティア活動の実績	過去2年度間にさいたま市が関連する公共施設管理に関するボランティア活動を行つた実績がある。	2.0	/ 2.0
	実績がない。	0.0	

◎ 特定JVとしての参加の場合、全ての構成員がその評価基準を満たした場合に加点評価する。

※1 (1) 主に、入札参加者条件を、市内本店とした場合を対象とする。

(2) 当該工事に関連する資格に限る。また、1級国家資格者（建設業法による1級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。

※2 入札参加者条件を、市内本店以外も可能とした場合を対象とする。

※3 (1) 主に、土木工事（水道工事を含む。）を対象とする。

(2) 「災害時協力活動」とは、地震、風水害、雪害等の災害時における応急復旧等の活動をいう。「協定」又は「契約」は団体で締結しているものであっても、その団体に加盟し、災害時協力活動に協力することとなっている場合は評価の対象とする。

(3) 「さいたま市との間に」とは、さいたま市市長部局、水道局又はその両方との間にということを指す。

⑤ 企業倫理や信頼性等

必須評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
企業の信頼性 (複数該当するときは その配点を累加)	公告日から起算して過去2年間にさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱による入札参加停止措置やさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱により指名から除外措置をうけた。	-2.0	/-6.0
	過去2年度間にさいたま市発注工事の総合評価方式で技術資料及び技術提案の内容に基づき履行できなかった。	-2.0	
	過去2年度間にさいたま市発注工事の工事成績評定で65点未満の工事を施工した。	-2.0	

- ◎ 特定JVとしての参加の場合、過去に構成員が特定JVを構成して施工した工事が、減点の対象となっている場合は、その構成員を含む特定JVに対して、減点をする。

⑥ その他

選択評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
市内下請け (※1)	1次下請けを、市内に本店を有する企業から選定する。	1.0	/ 1.0
	選定しない。	0.0	
材料調達 (※2)	工事材料、製品等（材料や製品を示す。）を市内業者から購入する。	1.0	/ 1.0
	購入しない。	0.0	

※1 (1) 入札参加者が市内企業で、下請負人を使用しない場合は「1次下請けを、市内に本店を有する企業から選定する」とみなす。

(2) 1次下請け企業が複数ある場合、そのうち1者でも市内に本店を有する企業があれば評価基準を満たす。

※2 市内業者とは、市内に本社、営業所（代理店を含む。）、工場を有する企業とする。

(9) 技術提案型における評価項目

① 企業の技術能力

必須評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
施工実績 (※1, 2)	過去10年間に本市発注工事で同種の施工実績がある。	2.0	/ 2.0
	過去10年間に公共工事で同種の施工実績がある。	1.0	
	過去10年間に公共工事で同種の施工実績がない。	0.0	
工事成績評定 (業種別) (※2)	過去2年度間のさいたま市発注工事の工事成績評定の平均点が78点以上	2.0	/ 2.0
	77点以上、78点未満	1.5	
	76点以上、77点未満	1.0	
	75点以上、76点未満	0.5	
	75点未満	0.0	
さいたま市優秀建設工事業者表彰 (業種別) (※3)	過去2年度間にさいたま市優秀建設工事業者表彰を受けた。	2.0	/ 2.0
	受けていない。	0.0	
ISO認証の取得 (※4)	ISO9001かつISO14001（又はエコアクション21）を取得している。	2.0	/ 2.0
	ISO9001、ISO14001、エコアクション21のいずれかを取得している。	1.0	
	取得していない。	0.0	

※1 企業の「施工実績」は、工事成績評定65点未満の本市発注工事を評価の対象外とする。

※2 (1) 企業の「施工実績」及び「工事成績評定」は、元請として施工した工事を評価の対象とする。

(2) 過去に特定JVを構成して施工した工事の「施工実績」及び「工事成績評定」も、評価の対象とする。

(3) 特定JVとしての参加の場合、「施工実績」はいずれかの構成員が該当する場合に評価し、「工事成績評定」は全ての構成員の対象工事の平均点で評価する。

※3 (1) 特定JVによる受賞者は、得点（2点）を出資比率により配分する。

また、単体企業での受賞がある場合は、単体企業での受賞を優先し、複数の特定JVでの受賞がある場合は、得点の高いものを優先する。

(2) さいたま市優秀建設工事業者表彰は、業者部門における受賞を評価の対象とする。
(技術者部門における受賞は評価の対象とはしない。)

※4 特定JVとしての参加の場合、全ての構成員がその評価基準を満たした場合に評価する。

② 配置予定技術者の技術能力

必須評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
保有資格 (※1)	1級国家資格、1級建築士、技術士のいずれかを保有している。	1.0	/ 1.0
	上記の資格を保有していない。	0.0	
施工経験 (※2, 3)	過去10年間に本市発注工事で同種の施工経験がある。	2.0	/ 2.0
	過去10年間に公共工事で同種の施工経験がある。	1.0	
	過去10年間に公共工事で同種の施工経験がない。	0.0	
工事成績評定 (業種別) (※3)	過去2年度間のさいたま市発注工事の工事成績評定の平均点が78点以上	2.0	/ 2.0
	77点以上、78点未満	1.5	
	76点以上、77点未満	1.0	
	75点以上、76点未満	0.5	
	75点未満	0.0	
継続教育(CPD) の取組み状況 (※4)	指定する団体の推奨単位以上の取得がある。	2.0	/ 2.0
	指定する団体の推奨単位の1/2以上の取得がある。	1.0	
	指定する団体での取組みがない。又は、指定する団体での取組みはあるが、推奨単位の1/2未満である。	0.0	

◎ 特定JVで参加する場合の評価は、代表構成員のみを対象とする。

※1 「保有資格」は、当該工事に関する資格に限る。

また、1級国家資格者（建設業法による1級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。

※2 配置予定技術者の「施工経験」は、工事成績評定65点未満の本市発注工事を評価の対象外とする。

※3 (1) 配置予定技術者の「施工経験」及び「工事成績評定」は、元請の主任（監理）技術者、現場代理人として工事完成時点に従事していた工事を評価の対象とする。

なお、「施工経験」に関する従事状況は、原則CORINSで確認できるものを評価の対象とする。

(2) 過去に特定JVを構成して施工した工事の「施工経験」及び「工事成績評定」も、評価の対象とする。

※4 指定する団体での取組みがある場合は、取得単位（時間）のわかる証明書を添付すること。

選択評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
工事成績評定（直近） (業種別) (※1)	公告日から起算して過去5年間におけるさいたま市発注工事で、直近2工事の工事成績評定のうち、78点以上の工事がある。	2.0	/ 2.0
	上記の工事がない。	0.0	
専門性を要する資格 (※2)	当該工事に有効な資格を有している。	2.0	/ 2.0
	上記の資格を保有していない。	0.0	
専門技術力 (ヒアリングにより判断する)	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる。	2.0	/ 2.0
	実績として挙げた工事の担当分野において、適切な工事管理を行なったことが確認できる。	1.0	
	その他	0.0	
当該工事の理解度・取り組み姿勢 (ヒアリングにより判断する)	当該工事について適切に理解した上で、質問や提案等積極的な取り組み姿勢がみられる。	2.0	/ 2.0
	当該工事について適切に理解している。	1.0	
	その他	0.0	
対応能力 (ヒアリングにより判断する)	近隣住民や第三者に対して工事説明や苦情処理などの対応が適切にできる。	2.0	/ 2.0
	その他	0.0	

※1 (1) 配置予定技術者の「工事成績評定」は、元請の主任（監理）技術者、現場代理人として工事完成時点に従事していた工事を評価の対象とする。

(2) 過去に特定JVを構成して施工した工事の「工事成績評定」も、評価の対象とする。また、特定JVで参加する場合の評価は、代表構成員のみを対象とする。

※2 (1) 当該工事の特性に応じ、コンクリート主任技士、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士等を設定する。

(2) 特定JVで参加する場合の評価は、いずれかの構成員が該当する場合に評価する。

③ 企業の社会性や地域で安心・安全な工事を実施する能力

必須評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
労働福祉の状況	障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率2.3%に1%を加えた率で障害者を雇用している。又は、法定雇用義務はないが障害者を雇用している。	2.0	/ 2.0
	障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率2.3%を満たす障害者を雇用している。	1.0	
	法定雇用率を満たしていない。又は、雇用していない。	0.0	
次世代育成支援	次世代育成支援対策推進法第12条第1項若しくは第4項に基づく一般事業主行動計画の届出がある。又は、同法第15条の2の規定による認定を受けている。	2.0	/ 2.0
	法第12条第1項若しくは第4項の届出がない。かつ、法第15条の2の規定による認定を受けていない。	0.0	

◎ 特定JVとしての参加の場合、全ての構成員がその評価基準を満たした場合に加点評価する。

選択評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
若手技術者の雇用状況 (※1)	公告日時点で、1級国家資格、1級建築士、技術士のいずれかの資格を保有している、40歳未満の若手技術者を、3ヶ月以上雇用している。	1.0	/ 1.0
	上記の技術者を雇用していない。	0.0	
地理的条件 (※2)	本店の所在地が市内である。	2.0	/ 2.0
	本店の所在地が市外でない。	0.0	
地域の安心・安全への貢献の実績 (※3)	過去5年間に次の①、②のいずれかの実績がある。 ①さいたま市との間に締結した災害時協力活動に関する協定に基づく本市からの要請、指示等による活動。 ②さいたま市との間に締結した災害時協力活動に関する契約に基づく本市からの要請、指示等による活動。	2.0	/ 2.0
	次の①、②のいずれかを満たしている。 ①さいたま市との間に、災害時協力活動に関する協定又は災害時協力活動に関する契約を締結している。 ②過去5年間に、さいたま市内で自主的に行った、公共性のある災害時協力活動の実績がある。	1.0	
	実績等がない。	0.0	
	過去2年度間にさいたま市が関連する公共施設管理に関するボランティア活動を行った実績がある。	2.0	
ボランティア活動の実績	実績がない。	0.0	/ 2.0

◎ 特定JVとしての参加の場合、構成員全てがその評価基準を満たした場合に加点評価する。

※1 (1) 主に、入札参加者条件を、市内本店とした場合を対象とする。

(2) 当該工事に関連する資格に限る。また、1級国家資格者（建設業法による1級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。

※2 入札参加者条件を、市内本店以外も可能とした場合。

※3 (1) 主に、土木工事（水道工事を含む。）を対象とする。

(2) 「災害時協力活動」とは、地震、風水害、雪害等の災害時における応急復旧等の活動をいう。「協定」又は「契約」は団体で締結しているものであっても、その団体に加盟し、災害時協力活動に協力することとなっている場合は評価の対象とする。

(3) 「さいたま市との間に」とは、さいたま市市長部局、水道局又はその両方との間にいうことを指す。

④ 企業倫理や信頼性等

必須評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
企業の信頼性 (複数該当するときはその配点を累加)	公告日から起算して過去2年間にさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱による入札参加停止措置やさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱により指名から除外措置をうけた。	-2.0	/-6.0
	過去2年度間にさいたま市発注工事の総合評価方式で技術資料及び技術提案の内容に基づき履行できなかった。	-2.0	
	過去2年度間にさいたま市発注工事の工事成績評定で65点未満の工事を施工した。	-2.0	

- ◎ 特定JVとしての参加の場合、過去に構成員が特定JVを構成して施工した工事が、減点の対象となっている場合は、その構成員を含む特定JVに対して、減点をする。

⑤ 技術提案

必須評価項目

評価項目	評価基準	得点
【工事目的物の性能、機能向上に関する例】 ・提案数値による定量評価 ・舗装構造提案による走行騒音の低減量 ・建物構造提案による構造強度の増加量 ・ポンプ構造提案による排水能力量の増加量等		
【社会的要請への対応に関する例】 ・歩行者用通路として確保できる幅員等（施工に伴う安全対策） ・工事施工に伴う、交通止めなど交通規制日数の短縮日数等（交通への影響） ・工事施工による、水質汚濁防止のための排水の浮遊物の低減量や騒音の低減量 ・工事現場からの建設廃材の排出量の低減量等（環境への影響） ・供用開始を早めるための工期の短縮日数等（工期の短縮） ・間伐材、伐採除根材等のリサイクルの率の向上等（その他）	提案数値による定量評価 / 6.0	
技術提案が標準値に満たない場合		欠格

⑥ 技術提案を実現するための施工計画

必須評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
	現地条件（地形、地質、環境、地域特性、近隣への配慮、安全管理等）に合った提案であるとともに、技術的な裏付けも十分なされている。また、施工計画の内容に優位な工夫もみられ、提案された品質等の確保が確実である。	12.0	
施工計画の適切性 ・与条件との整合性 ・技術的裏付け 等	現地条件（地形、地質、環境、地域特性、近隣への配慮、安全管理等）に合った提案であり、技術的な裏付けもなされている。また、施工計画の内容に工夫もみられ、提案された品質等の確保がなされる。	8.0	/ 12.0
	現地条件（地形、地質、環境、地域特性、近隣への配慮、安全管理等）に合った適切な施工計画であり、工夫がみられるとともに提案された品質等の確保が見込まれる。	4.0	
	特に工夫がみられない。	0.0	
	施工計画が不適切である。		欠格

⑦ その他

選択評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
市内下請け (※1)	1次下請けを、市内に本店を有する企業から選定する。 選定しない。	1.0 0.0	/ 1.0
材料調達 (※2)	工事材料、製品等（材料や製品を示す。）を市内業者から購入する。 購入しない。	1.0 0.0	/ 1.0

- ※1 (1) 入札参加者が市内企業で、下請負人を使用しない場合は「1次下請けを、市内に本店を有する企業から選定する」とみなす。
(2) 1次下請け企業が複数ある場合、そのうち1者でも市内に本店を有する企業があれば評価基準を満たす。

※2 市内業者とは、市内に本社、営業所（代理店を含む。）、工場を有する企業とする。

6 総合評価による落札者の決定

(1) 評価値の算出と落札者の決定方法

無効や失格を除いた入札価格が予定価格の範囲内にあるもののうち、総合評価による評価値の最も高いものを落札者とする。

評価値の算出方法は、「除算方式」とする。

【除算方式】

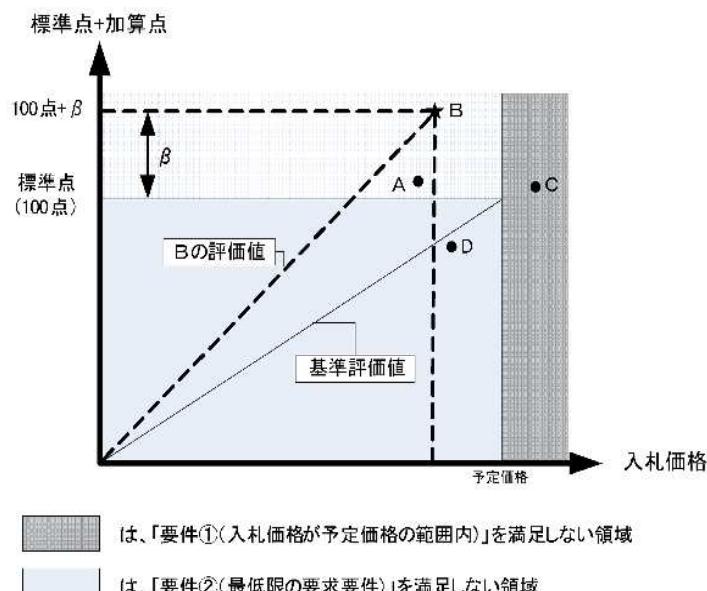
$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}^{\ast 1}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点（基礎点）} + \text{加算点}^{\ast 2}}{\text{入札価格}^{\ast 3}}^{\ast 4}$$

※1 評価値は、小数点以下4位までとし、5位を四捨五入する。

※2 標準点（基礎点）は100点とする。

※3 入札価格は、億円単位とし、消費税及び地方消費税を含まない。

※4 加算点の上限は、特別簡易型20点、簡易型30点、技術提案型40点とする。



- ✗ C社は、『要件①』を満たしていない。
入札価格 > 予定価格
 - ✗ D社は、『要件②』を満たしていない。
 - ✗ A社は、入札価格では上位だが、評価値がB社を下回る。
- B社は、2つの要件をクリアし、評価値が最も高いので落札者となる。

図 除算方式における総合評価方式のイメージ

(2) 技術評価点等の考え方

『除算方式』における技術評価点は、標準点（基礎点）に加算点を加えたものとする。

標準点は、発注者の示した標準的な施工がおこなわれる場合に、100点を付与する。標準的な施工がおこなわれないと判断した場合には付与せず、欠格とする。

加算点の上限値は、特別簡易型20点、簡易型30点、技術提案型40点とする。

加算点は、評価の結果得られた得点の合計値とする。ただし、配点にあたって、満点が上限値を超えるときは、満点が上限値となるように補正を行う。

評価項目の「施工計画の適切性」、「技術提案」及び「技術提案を実現するための施工計画」において、欠格となった場合は、その者の技術評価点は算出せず、入札は無効とする。

加算点がマイナスとなった者は加算点を0点とする。ただし、違約金の算出においては、加算点を0点とみなさないものとする。

加算点の補正計算（例）

簡易型（加算点の上限値30点）で必須評価項目27点、選択評価項目7点、合計34点を配点した場合で、評価の結果A社の得点の合計点が22点であったとき、次のように補正する。

$$\begin{aligned} \text{加算点} &= \text{得点の合計点} \times \frac{\text{加算点の上限値}}{\text{評価点の満点}} \\ &= 22 \text{点} \times \frac{30 \text{点}}{34 \text{点}} = 19.4 \text{点} \end{aligned}$$

（小数点以下は1位までとし、2位を四捨五入する。）

(3) 入札価格について

入札参加者は、「技術提案（簡易な施工計画を含む。）」の内容に基づく入札を行うものとする。

低入札価格調査により失格となった入札や予定価格の制限の範囲を超過した入札については、加算点及び評価値を算出しない。

(4) 技術資料の評価

技術資料の評価は、特別簡易型については契約管理部で評価点を算出する。簡易型及び技術提案型については、公平性・透明性を図るとともに専門性を高めるため、さいたま市建設工事総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）と契約管理部で審査及び評価し、技術評価点を算出する。

審査委員会では、工事発注時に「施工計画の適切性」の課題設定等を審査していることから、「施工計画の適切性」の評価をし、契約管理部では「施工計画の適切性」以外の評価を行う。

なお、技術提案型の「技術提案」及び「技術提案を実現するための施工計画」の評価については、審査委員会で審査した後に、さいたま市技術審査委員会に諮るものとする。

審査委員会で審査する技術資料は、公平性を保つために、契約課にて入札参加者名をアルファベット表記に変えて工事所管課（所）へ送付する。

7 評価内容の担保

総合評価方式による落札者の決定は、提出された技術資料に基づいて価格以外の要素を評価しているため、その技術提案の履行の確保が契約事項となる。ただし、提案内容として適切でないと認めた項目については、この限りでない。

契約後は、次のことに十分注意して履行の確認等をすること。

- ① 契約後に該当する施工計画等で、確認の方法や頻度等を受発注者間で合意しておくこと。
- ② 契約当初と条件の変更等発生した場合は、受発注者間で書面により記録すること。

履行の確認において、技術提案どおりの履行がなされていない場合は、再度施工が可能な場合は、再度施工を原則とする。

受注者の責めによらない現場条件の変更等は、履行がなされていないと判断しない。

簡易型で、施工計画の適切性として提出した簡易な施工計画どおりに施工できていない場合は、工事成績評定において減点を行う。

なお、技術提案型で提出した、技術提案や技術提案を実現するための施工計画どおりに施工できない場合は、工事成績評定において減点を行うとともに、違約金の徴収をすることができるものとする。

また、若手技術者の配置、市内下請け、材料調達について、技術資料の通りに履行できていない場合は、工事成績評定において減点を行う。

このほか、各総合評価方式において、技術資料の内容に虚偽記載など明らかに悪質な行為があった場合は、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を行うとともに、違約金を徴収することができる。

工事成績評定の減点及び違約金の徴収に際しては、審査委員会にて審査し、現場の条件や受注者の取組み状況等を考慮して判断する。

※ 減点及び違約金の算出方法等を次ページに示す。

※減点

施工者の責めにより評価項目を満足しない場合、工事成績採点の考查項目運用表（7 法令遵守等）により減点（-5 点、-8 点、-10 点）する。

※違約金の算出方法

入札金額と提出された技術資料に基づく評価値と技術資料が履行されなかった内容に基づく評価値が等しくなるよう計算し、その差額を違約金とする。

計算方法（例）／除算方式

$$\text{違約金} = \text{契約金額} - \frac{\text{標準点} + A_2}{\text{標準点} + A_1} \times \text{契約金額}$$

標準点：100

A 1 : 入札時の技術資料を基に算出された加算点

A 2 : 技術資料が履行されなかった内容により算出された加算点

8 その他の留意事項

(1) 中立かつ公正な審査・評価の確保

① 学識経験者の意見聴取

総合評価方式の適用にあたっては、中立かつ公正な審査・評価を行うため、総合評価方式によって落札者決定基準を定めようとするとき、あらかじめ2名以上の学識経験者の意見聴取を行う。その際、「落札者を決定するときに改めて意見を聞く必要がある」との意見が述べられた場合は、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ2名以上の学識経験者の意見聴取を行う。

(参考)

【地方自治法施行令 第167条の10の2】

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるかどうかについて意見を聞くものとし、改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

【地方自治法施行規則 第12条の4】

普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項（これらの規定を同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者の意見を聞くときは、2人以上の学識経験を有するものの意見を聴かなければならない。

(2) 技術提案に関する機密の保持

技術提案自体が提案者の知的財産であることから、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること。ただし、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）等関連規程に基づき、必要に応じて公開することがある。

提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないように行うこと等、その取扱いに留意すること。

(3) 情報公開

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ明らかにする。

① 技術資料提出要請時

総合評価方式の適用工事では、以下の事項を明記する。

- (ア) 総合評価方式の適用の旨
- (イ) 入札の評価に関する事項
 - ・ 評価項目
 - ・ 評価基準
- (ウ) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (エ) 技術資料の提出期限
- (オ) 評価内容の担保

② 落札者決定後

総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- (ア) 業者名
- (イ) 各業者の入札価格
- (ウ) 各業者の技術評価点
- (エ) 各業者の評価値

③ 苦情及び説明要求等の対応

総合評価の評価結果について、契約課及び工事所管課所は、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。